

	頂いた御意見の概要		御意見に対する考え方
1	<p>「目量が10mg未満」の自動はかりを「特定計量器」から除外について 実目量1mg、検査目量5mgの自動重量選別機は今回の検定の見直しにおいて検査目量が10mg未満であるため特定計量器から除外になると考えられます。 当該自動はかりにおいて設定する実目量と検査目量のそれぞれの数値に関して何か遵守すべき基準は有るのでしょうか？</p>		<p>御意見のとおり、目量（検査目量と同義）5ミリグラムの自動重量選別機は特定計量器から除外されます。そのため、当該自動重量選別機は目量等の構造に係る基準の定めは特にありません。</p>
2	<p>現状において、ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりの使用現場では、正確計量のための点検・調整を日常的に行っているところであり、「検定実施に当たって危険を伴うことが判明したため。」を理由として対象から外すとあり、ベルト速度は一般的に最大120m/minである実態を実態例としています。 しかしながら、このベルト速度はひょう量3kg程度の標準的なものの場合であり、重量物になるほど速度は遅く、ひょう量6kgで80m/min、ひょう量25kgで30m/min程度が一般的なベルト速度であり、常用速度はさらに低くなる実態であります。 また、現状においては、ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりの使用現場では、正確計量のための点検・調整を日常的に行っているところであり、検定を実施するにあたっては、検定環境を整えるなどの安全衛生面への一層の配慮も働くことから、検定のための作業が「危険」とするには根拠に乏しいのではないかと考えられます。 さらに、計量法に規定する量目検査制度では、特定商品のほぼ全てが上限5kgの規定であり、特定商品においては5kg以上で使用されている自動はかりの実態も多くあることから、計量の安全確保の観点からも最低限でも量目公差適用上限25kgあたりを自動捕捉式はかりの検定対象範囲とすることが計量法の目指すべきところであり、このことによって全品検査も確実に進められ、消費者の最終計量製品の信頼性が高まる効果が期待できるものと思っております。 したがって、ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりを検定対象外とするのではなく、検定開始年が更なる延長を伴っても安全な検定方法を確立し、製品の最終チェックに使われることの多い自動捕捉式はかりが計量行政審議会の当初答申の内容に沿った見直しがなされることを希望するものであります。</p>		<p>自動捕捉式はかりの検定の際は、ひょう量の質量の検定材料を最大速度で数十回流す必要があるため、一定以上の質量の場合はこれを取り扱う者に技術的・身体的リスクがあると考えております。ひょう量5キログラムを区切りとした点については、本年1月に主な自動はかりメーカーにアンケート調査をさせていただいた結果を踏まえて判断しております。当該アンケート調査によれば、ひょう量3キログラム以下の自動捕捉式はかりの製造台数がおおむね過去20年間で約80%という結果が出ていることから、ひょう量5キログラムで区切った場合でも、主な自動捕捉式はかりは基本的に検定対象になると認識しており、上記のリスクとの比較で考えれば、今回の案が適切であると考えております。 なお、頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>1 実際に市場に出回っている自動捕捉式はかりのラインナップは、ひょう量1.5kg、3kg、6kgの機種が多く、被計量物の重量が2kg程度でも、ひょう量6kgの自動捕捉式はかりを使用している事業所も相当数ある。ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりをすべて検定対象外としてしまうと、「検定は使用計量範囲に限定してもよい」とされる緩和措置とケースによっては矛盾を生じるのではないのでしょうか（事例：既使用のひょう量6kgの自動捕捉式はかりであって、使用範囲を4kg迄に限定して使用しており、検定開始後も同様に使用に供するものは自動捕捉式はかりの検定対象となるのか）。 2 使用者が、「検定が煩わしいから」という理由だけでひょう量6kgの機種を選定するという本末転倒な事態になるのではないのでしょうか。 3 3kg/6kgの複目量の自動捕捉式はかりはどのような取り扱いをすることとなるのでしょうか。 検定制度導入スケジュールを見据えて、すでに自動捕捉式はかりの買い替えなどを進めている使用者にとっては、今回の対象外とする政令改正は納得のいくものではないため、改正内容については、上記に記載したような疑問に対しては納得のいく回答をいただきたい。また、ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりを取引証明用に使用する場合、検定対象外となるのであれば、使用者はどのようにしてはかりの正確性を担保するのか、別途定めていただきたい。</p>		<p>ひょう量が6キログラムの自動捕捉式で、使用範囲が4キログラムである場合は、使用範囲に関わらずひょう量が5キログラムを超えるため、今回の改正により検定対象外となります。 自動捕捉式はかりの検定の際は、ひょう量の質量の検定材料を最大速度で数十回流す必要があるため、一定以上の質量の場合はこれを取り扱う者に技術的・身体的リスクがあると考えております。ひょう量5キログラムを区切りとした点については、本年1月に主な自動はかりメーカーにアンケート調査をさせていただいた結果を踏まえて判断しております。当該アンケート調査によれば、ひょう量3キログラム以下の自動捕捉式はかりの製造台数がおおむね過去20年間で約80%という結果が出ていることから、ひょう量5キログラムで区切った場合でも、主な自動捕捉式はかりは基本的に検定対象になると認識しており、上記のリスクとの比較で考えれば、今回の案が適切であると考えております。 複目量の自動捕捉式はかりの扱いにつきましては、今後改めて周知をさせていただきます。 なお、頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>(1) 検定対象をひょう量にて規制する場合、同一ライン上流で使用する他の自動はかりの使用範囲や規制内容を併せてご議論頂くことを希望します。 (2) 特定計量器たる自動補足式はかりは、検定対象範囲を設けず計量を可能にして頂きたい。</p>		<p>ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールについては、今後1年程度でより詳細な実態把握を行い、検定対象範囲や実施スケジュールについての十分な検討を行うこととしています。 自動捕捉式はかりの検定の際は、ひょう量の質量の検定材料を最大速度で数十回流す必要があるため、一定以上の質量の場合はこれを取り扱う者に技術的・身体的リスクがあると考えております。ひょう量5キログラムを区切りとした点については、本年1月に主な自動はかりメーカーにアンケート調査をさせていただいた結果を踏まえて判断しております。当該アンケート調査によれば、ひょう量3キログラム以下の自動捕捉式はかりの製造台数がおおむね過去20年間で約80%という結果が出ていることから、ひょう量5キログラムで区切った場合でも、主な自動捕捉式はかりは基本的に検定対象になると認識しており、上記のリスクとの比較で考えれば、今回の案が適切であると考えております。 なお、頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>(1) 充填用自動はかりのJISでもホッパースケールのように分銅検査を可能にする必要があると思えます。 (2) ホッパースケール、充填用自動はかりにおいて検定対象範囲を設け検定し易いものに限定するのは、使用者の混乱を招く恐れがあると思われるので、検定対象範囲を設けることにつきましては十分な検討をお願いします。 (3) コンベヤスケールにおいて、新規はかり、既使用はかりともテストチェーンでの検査可能にする必要があると思えます。 (4) ホッパースケールで実量試験を行うことになると、大ひょう量のホッパースケールの場合、大量に抜き取った原料の後処分の問題、一度には抜き取れないので分割抜き取りの物理的な問題や安全上の問題が発生するということとなりますので、この点についても議論をお願いします。 (5) 検定実施の工程上、新たに使用される自動はかりの検定工程が先になります。指定検定機関立ち上げとは別に早急に型式承認方法の概要の告知をお願いします。</p>		<p>頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	頂いた御意見の概要		御意見に対する考え方
6	<p>『検定の実施について安全面から検討を行った結果、「ひょう量が5kgを超える自動捕捉式はかり」については、検定の実施に際して危険を伴うことから、技術的にリスクが高いとの結論』ということで、検定対象から外そうとしていますが、検定のやり方を変えれば済む話では？検定から外すと、計量の精度は誰が確認するのでしょうか？</p>		<p>自動捕捉式はかりの検定の際は、ひょう量の質量の検定材料を最大速度で数十回流す必要があるため、一定以上の質量の場合はこれを取り扱う者に技術的・身体的リスクがあると考えております。検定の方法については、国際的な整合性、日本の実情、検定実務の状況なども踏まえて、計量法の検定の実施方法として適切な内容を検討する必要があります。</p> <p>本年1月の主な自動はかりメーカーへのアンケート調査によれば、ひょう量3キログラム以下の自動捕捉式はかりの製造台数がおおむね過去20年間で約80%という結果が出ていることから、ひょう量5キログラムで区切った場合でも、主な自動捕捉式はかりは基本的に検定対象になると認識しております。</p> <p>なお、自動捕捉式はかりは平成29年より特定計量器となっていることから、届出製造事業者には計量法第43条の全数検査の義務が生じております。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

※基本的にはいただいた御意見をそのまま掲載していますが、提出者が特定できうる表現等は当省にて修正の上、掲載しています。